

令和7年度  
市有地売却入札要領  
(一般競争入札)

敦賀市水道部経営企画課

## < 目 次 >

<入札参加申込みから土地引渡しまでの流れ> .....	1
【入札の概要】	
第1 入札物件 .....	2
第2 入札に参加する者に必要な資格 .....	2
第3 契約上の主な特約 .....	3
第4 入札参加の申込み .....	3
第5 入札書の記入方法 .....	5
第6 入札無効に関する事項 .....	5
第7 入札書の提出方法及び入札回数 .....	6
第8 入札日時及び場所 .....	6
第9 落札者の決定 .....	6
第10 契約保証金に関する事項 .....	6
第11 契約の締結 .....	6
第12 契約の解除 .....	7
第13 所有権の移転 .....	7
第14 土地の譲渡等の禁止 .....	7
第15 公租公課等 .....	8
第16 留意事項 .....	8
第17 申込者又は落札者がいなかった場合の対応 .....	8
第18 問合せ .....	8
物件調書 .....	9
(様式1) 「入札参加申込書」 .....	11
(様式2) 「入札参加申込受付書」 .....	13
(様式3) 「誓約書」 .....	14
(様式4) 「入札書」 .....	15
(様式5) 「委任状」 .....	17
入札書 作成要領 .....	18
委任状 作成要領 .....	19
入札書封筒 記載例 .....	21
土地売買契約書(案) .....	22
入札とは .....	28
封筒用ラベル .....	29

## <入札参加申込みから土地引渡しまでの流れ>

### 1 入札参加の申込み

申込期間 令和8年1月28日（水）から令和8年2月13日（金）まで  
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
申込期間内に提出書類を天筒浄化センター2階経営企画課に持参  
または下記送付先に郵送すること。（最終日の午後5時までに必着）  
送付先 〒914-0073 福井県敦賀市天筒町5番9号  
敦賀市水道部経営企画課 「市有地入札申込」 宛て

### 2 入札物件の公開

現地説明会は、実施しない。  
申込みをしようとする者は、各自で現地を確認のうえ申込みすること。  
現地確認の駐車場については、本件土地の空いている部分を利用しても構わない。

### 3 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和8年2月16日（月） 午前10時00分  
物件番号1番（中）
- (2) 入札場所 天筒浄化センター 3階 入札室

### 4 落札

入札後、すぐに開札を執行する。落札者に対して、契約書と契約保証金の納入通知書を交付する。後日、入札金額から契約保証金を差し引いた残額の納入通知書を交付する。落札者は納付期限までにそれぞれの金額を納付しなければならない。

### 5 契約締結時期及び売却代金の納入期限

落札者は、令和8年2月20日（金）までに敦賀市と売買契約を締結しなければならない。その際の契約書の収入印紙は、落札者の負担とする。

契約締結時に契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納入しなければならない。売却代金の納入は、契約締結の日から14日以内に落札金額から契約保証金を差し引いた残額を納入しなければならない。

### 6 土地の引渡し

売却代金の支払いが完了したと同時に、本件土地の所有権は落札者に移転する。また、所有権が移転したと同時に、土地の引渡しについてもあったものとする。

### 7 所有権移転登記

所有権移転登記に関する手続きは、市が嘱託登記により行う。落札者は、必要書類の提出等、市の嘱託登記に協力しなければならない。所有権移転登記における登録免許税は、落札者の負担とする。

## 入札の概要

### 第1 入札物件

一般競争入札により売却をする物件（以下「本件物件」という。）は、次のとおりとする。

物件番号	所在地番 (敦賀市)	地目	地積 (m <sup>2</sup> )	用途地域等	建ぺい率	予定価格 (最低売却価格)
					容積率	
1番	中32号アラ田 10番5	原野	25.02	準工業地域 建築基準法 第22条区域	60%	3,029,200円
	中32号アラ田 14番5	原野	93.77			
	中32号アラ田 15番5	原野	98.73		200%	
	地積合計		217.52			

### 第2 入札に参加する者に必要な資格

入札の参加者は、個人又は法人で、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 当該入札及び契約をすることについて、行為能力の制限を受けている者又はこれに準ずる者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるもので、その事実があった後2年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 敦賀市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 敦賀市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 敦賀市の行う競争入札の落札者が敦賀市と契約を締結すること又は敦賀市との契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて、敦賀市との契約を履行しなかった者
- カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する敦賀市の職員
- (6) 国税、市町村税を滞納している者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、若しくは過去に受けたことがある団体及びその役職員又は構成員
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団その他の団体及びそれらの構成員がその活動のために

利用するなど公序良俗に反する用途に供しようとする者

- (8) (6)及び(7)に掲げる者から委託を受けた者

#### 【契約上の主な特約】

第3 本件物件を使用するにあたり、契約上の主な特約を次のように定める。

- (1) 買主は、本件物件を次の用途に使用することはできない。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第6号までに規定する者その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途
  - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用途
  - ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律147号）第5条に基づく観察処分を受けている、若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主催者又はその構成員若しくはそれらの者から委託を受けた者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途
  - エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条（昭和45年法律第137号）に定める廃棄物の処理の用途
  - オ 再資源物の保管・集積の用途
  - カ 土地の利用にあたり騒音、振動、臭気その他周辺環境との調和、調整に支障を及ぼす用途
  - キ その他公序良俗又は公共の福祉に反する用途
- (2) 買主は、本件物件の所有権を第三者に移転する場合には、(1)の条件を書面により継承させるものとし、当該第三者に対して(1)の条件に反する使用をさせてはならない。
- (3) 買主は、本件物件について第三者に対し権利を設定する場合には、当該第三者に対して(1)の条件に反する使用をさせてはならない。
- (4) 敦賀市は、(1)～(3)について、必要あると認めるときは、実地調査等を行うものとする。
- (5) 買主は、(1)～(3)に違反したときは売却代金の100分の30に相当する額、(4)の実地調査等に協力しないときは売却代金の100分の10に相当する額を違約金として敦賀市に支払わなければならない。
- (6) 敦賀市は、買主が(1)～(4)に違反したときは、本件物件の買戻特約を実行することができる。ただし、買い戻し期間は、契約締結日から10年間とする。
- (7) 本件物件は、現状有姿で引渡しを行うものとする。また、買主は、民法、商法（明治32年3月9日法律第48号）等にかかわらず、引渡し後に本件物件が種類、品質又は数量等に関して、物件調書の内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることはできない。

#### 【入札参加の申込み】

第4 入札に参加しようとする者は、受付期間内に入札参加申込書（様式第1号）及び必要書類を提出しなければならない。申込書類は、原則返却しないものとする。

(1) 申込方法

申込期間内に、提出書類を天筒浄化センター2階経営企画課に持参すること。

または、提出書類を郵送用封筒に入れて、簡易書留によって郵送すること。ファックス、電子メール及び電話での申込みは受け付けない。

(2) 申込期間 令和8年1月28日（水）から令和8年2月13日（金）まで  
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 送付先 〒914-0073 福井県敦賀市天筒町5番9号  
敦賀市水道部経営企画課 「市有地入札申込」宛て

(4) 提出書類

ア 個人の場合（各1部）

(ア) 入札参加申込書（様式第1号・(ウ)印鑑登録証明書の実印で押印すること）

(イ) 住民票（発行日が令和8年1月1日以降の最新のもの）

住民票に個人番号（マイナンバー）や住民票コードの記載は不要です。

(ウ) 印鑑登録証明書（発行日が令和8年1月1日以降のもの）

(エ) 滞納のない証明書（完納証明書）（発行日が令和8年1月1日以降の納税証明書で、敦賀市の市税を滞納していないことを証するもの、又は敦賀市の市税を課税されていない者は、本人の住民税を納税している市町村（東京23区の場合は東京都）で課税されている全ての税を滞納していないことを証するもの）

(オ) 納税証明書（書類提出時点で発行後1か月以内の税務署発行の納税証明書（その3の2））

(カ) 誓約書（様式第3号）

イ 法人の場合（各1部）

(ア) 入札参加申込書（様式第1号・(ウ)印鑑証明書の実印で押印すること）

(イ) 履歴事項全部証明書（書類提出時点で発行後1か月以内のもの）

(ウ) 印鑑証明書（発行日が令和8年1月1日以降のもの）

(エ) 滞納のない証明書（完納証明書）（発行日が令和8年1月1日以降の納税証明書で、敦賀市の市税を滞納していないことを証するもの、又は敦賀市の市税を課税されていない者は、法人の本店所在地の市町村（東京23区の場合は東京都）で課税されている全ての税を滞納していないことを証するもの）

(オ) 納税証明書（書類提出時点で発行後1か月以内の税務署発行の納税証明書（その3の3））

(カ) 誓約書（様式第3号）

【共通事項】

※ 全て原本を提出すること。

※ 発行後1か月以内の指定されている書類は、入札参加申込書の提出日を基準として1か月以内とする。（例：令和8年2月6日に申込書を提出する場合は、令和8年1月7日以降に発行されたもの）

※ 共有名義で申し込む場合は、共有者全員の書類を提出すること。ただし、入札参加申込書及び誓約書は、共有者となる者全員の記名押印により1枚の用紙で提出すること。また、共有者となる者（個人）が同一世帯の者である場合は、世帯の住民票を個人の住民票に代えて提出して構わない。

- ※ 受付期間内に全ての書類を提出すること。書類の修正及び不足書類の追加の提出がある場合であっても、受付期間及び受付時間を厳守すること。
- ※ 提出された書類の不備等がないことを確認したときは、市有地売却一般競争入札参加申込受付書（様式第2号）を入札参加申込した者に交付する。
- ※ 個人で入札に参加を希望する敦賀市民の方は、全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機から、個人のマイナンバーカードを利用して、住民票及び印鑑証明書の交付を受けることができます。市役所の開庁時間外でも利用でき、交付手数料も通常300円のところ150円でそれぞれ取得することができます。

- 2 敦賀市に提出された書類は、返却しない。
- 3 入札参加申込書を提出した者が当該申込を取り下げたい場合は、入札書の提出までに参加申込書に記載された申込人全員の記名押印のある入札参加取下書（様式は、任意とするが、申込人全員の実印を押印したものであること。）を提出し、入札参加を取り下げができる。この場合は、前項の規定に関わらず、先に提出した書類（入札参加申込書及び誓約書を除く。）を返却する。

#### 【入札書の記入方法】

第5 入札書（様式第4号）は、入札金額（物件の価格の総額）、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）その他所定の事項を記入の上、本人又は法人の印鑑証明に登録した実印を押すこと。（ただし、代理人が入札する場合は、委任状に記載した代理人自身の住所、氏名の記入及び委任状に押印した代理人の印を押すこと。）

- 2 入札金額は、アラビア数字（0, 1～9）を用いて、金額の頭に「¥」を付けて表示すること。
- 3 2者以上の共有者で入札する場合には、各共有者の持分の割合（例：2分の1・2分の1、3分の2・3分の1）を明らかにしなければならない。また、共有者全員の持分の合計は、1とならなければならない。
- 4 入札書用の封筒（任意）に、必要事項を記載・押印（実印）した入札書（様式第4号）を入れて封をして、3か所に割印をしてください。

#### 【入札無効に関する事項】

第6 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。落札決定後又は契約締結後にその事実が判明した場合も同様とします。

- (1) 入札参加申込書の提出のない者の行った入札
- (2) 委任状を提出しない代理人の行った入札
- (3) 申込人又は委任状を提出した代理人の押印のない入札
- (4) 入札書記載の金額を訂正した箇所若しくは氏名の下に押印のない入札又は必要事項の記載のない入札
- (5) 2人以上の共有者で入札する場合、各共有者の持分の合計が1とならない入札
- (6) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一物件に対して2通以上の入札書を提出した入札
- (8) 他の入札者の代理人となり、又は2人以上の代理人となった者の入札

- (9) 入札の際、談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (10) ファックス、電子メール等により原本以外の入札書を提出した入札
- (11) 入札書記載の金額が予定価格（最低売却価格）に達しない入札
- (12) 摩擦熱や消しゴム等により容易に消すことができる筆記具を使用して記載された入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか敦賀市財務規則（昭和 55 年敦賀市規則第 4 号。以下「規則」という。）第 117 条各号のいずれかに該当する入札

#### 【入札書の提出方法及び入札回数】

第 7 第 5 で作成した入札書を入れた封筒を入札場所に持参して、入札時間に提出すること。

2 入札回数は、1 回とする。

#### 【入札日時及び場所】

第 8 入札は、次の日時、場所において行う。

- (1) 入札日時 令和 8 年 2 月 16 日（月） 午前 10 時 00 分  
物件番号 1 番（中）
- (2) 入札場所 天筒浄化センター 3 階 入札室
- (3) その他 開札は、入札場所において直ちに行う。

#### 【落札者の決定】

第 9 敦賀市が定める予定価格以上の金額で、最高の価格をもって有効な入札（第 6 入札無効に該当しない入札）を行った者を落札者に決定し、その者と売買契約を締結する。

- 2 落札者となるべき同額の入札をした者が 2 者以上いる場合は、くじ引きで落札者を決定する。ただし、入札者がくじを引かない場合は、敦賀市が指定した者が当該入札者に代わってくじを引き、落札者を決定する。
- 3 前項のくじは、第 4 の入札参加申込書の受付が早い者から順番くじを引き、本くじを引く順番を決定する。その後、本くじを引く順番に従って、本くじを引き、落札者を決定する。

#### 【契約保証金に関する事項】

第 10 落札者は、契約の締結と同時に、市が指定する方法により契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。なお、契約保証金に 1 円未満の端数があるときは、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第 2 条第 1 項の規定により、端数金額を切り捨てる。

- 2 契約保証金は、第 12 の規定により契約を解除されたときは、違約金として敦賀市に帰属する。

#### 【契約の締結】

第 11 落札者は、令和 8 年 2 月 20 日（金）までに前項の契約保証金を納付し、別添の土地売買契約書（提出する契約書 2 部のうち 1 部に落札者の負担により、収入印紙

を貼り付けること）を敦賀市水道部経営企画課に提出して、契約を締結しなければならない。印紙税額の区分は、下記のとおり。

契約金額（売買代金）	100万円超～ 500万円以下	500万円超～ 1千万円以下
当該契約の印紙税額	1千円	5千円

- 2 落札者は、前項の契約日から14日以内に契約代金の全額を市が発行する納入通知書により納付しなければならない。この場合において、第10の規定により納付した契約保証金を契約代金の一部に充当する。
- 3 落札者は、売買物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。
- 4 落札者は、民法、商法及び本契約の条項にかかわらず、売買物件が種類、品質又は数量等に関して、本契約の内容に適合しないこと（以下、「契約不適合」という。）を理由として、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることはできないものとする。ただし、買主が、消費者契約法第2条第1項に規定する消費者（個人）である場合にあっては、落札者が当該契約不適合の事実を知った日から1年間に限り、売買物件について市は、債務不履行による損害賠償責任を負う。
- 5 市は、落札者が契約締結前に第2の各号に定める欠格事由に該当すると判明したとき又はその落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、それぞれの規定を準用し、落札者と契約を締結しない。
- 6 落札者が故意に契約を締結しないとき又は落札者が前項に該当するため契約を締結できないときは、当該入札に参加した予定価格（最低売却価格）以上で有効な入札を行った次順位者を契約者として随意契約をすることができる。この場合において、当該契約は、落札金額（落札者が入札した金額）にて締結するものとし、かつ、当初に付した条件を変更しないものとする。ただし、当該次順位者は、落札金額で取得することを断ることができるものとし、その責任は一切負わない。

#### 【契約の解除】

第12 契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除することができる。

- (1) 契約期間内に契約を履行せず、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき
- (2) 契約の履行について、不正な行為があったとき
- (3) (1)及び(2)に定める場合を除くほか、契約者が契約に違反したとき

#### 【所有権の移転】

第13 所有権の移転は、契約者が契約代金を完納したときに移転する。その後の所有権移転登記の申請手続き及び買戻権設定登記は、市が嘱託で行うものとする。

- 2 所有権移転登記に必要な登録免許税は、契約者の負担とする。

#### 【土地の譲渡等の禁止】

第14 契約者は、契約代金を完納（所有権が移転）してから所有権移転登記が完了するまでの間は、次に掲げる行為はできないものとする。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権、その他所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

#### 【公租公課等】

第15 所有権移転後の公租公課等（例：不動産取得税、固定資産税等）は、契約者の負担とする。ただし、固定資産税及び都市計画税（市税）については、令和9年度から課税をする。

#### 【留意事項】

第16 本件土地に係る留意事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 上水道及び電気等に係る引込み費用、接続費用や設置費用などは、契約者の負担とする。
- (2) 入札者は、本入札要領のほか、入札方法等の指示事項を遵守すること。
- (3) 現地説明会は実施しないため、申込みにあたり現地を確認のうえ申込みすること。
- (4) 売買物件は、工作物等を含め、現状有姿のまま引き渡すものとする。
- (5) 敷地内残置物の撤去等に係る費用は、契約者の負担とする。

#### 【申込者又は落札者がいなかった場合の対応】

第17 地方自治法施行令第167条の2第8号の規定により、予定価格の金額で隨時募集（先着順）により買受人を募集する。

隨時募集の方法等については、敦賀市ホームページで別途公表する。

#### 【問合せ】

第18 問合せ

〒914-0073 福井県敦賀市天筒町5番9号 敦賀市水道部経営企画課

TEL 0770-22-8147 FAX 0770-24-0410 MAIL [keieikikaku@ton21.ne.jp](mailto:keieikikaku@ton21.ne.jp)

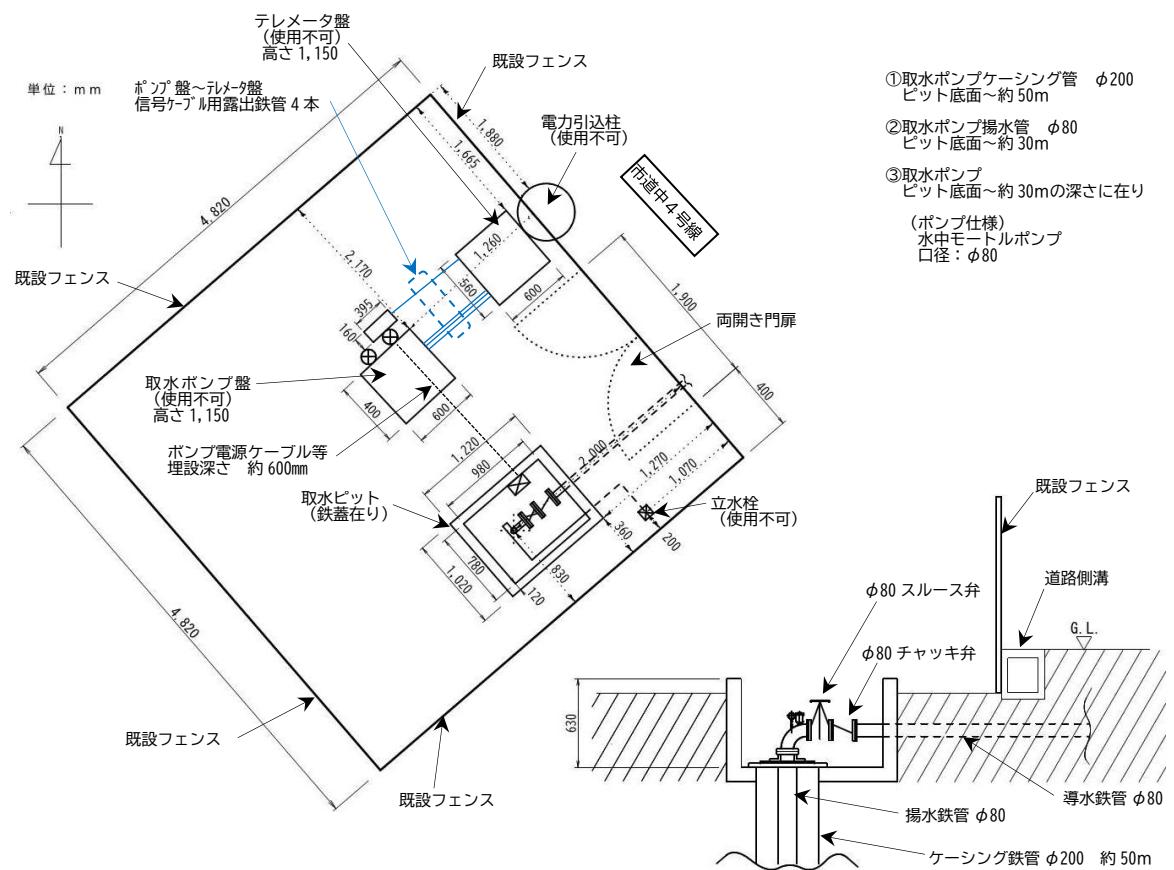
## 物 件 調 書

物件番号 1番

物件の状況 (土地3筆)	所 在	敦賀市 中32号アラ田	敦賀市 中32号アラ田	敦賀市 中32号アラ田
	地 番	10番5	14番5	15番5
	登記地目	原野	原野	原野
	公簿面積	25 m <sup>2</sup>	93 m <sup>2</sup>	98 m <sup>2</sup>
	実測面積	25.02 m <sup>2</sup>	93.77 m <sup>2</sup>	98.73 m <sup>2</sup>
	実測面積合計	217.52 m <sup>2</sup>		
予定価格	3,029,200 円 (最低売却価格)			
接面道路の状況	北東側：市道中4号線（幅員5.7メートル） 舗装済み			
都市計画法等 の制限	都市計画区域	区域内	建ぺい率	60／100
	用途地域等	準工業地域 建築基準法第22条区域	容積率	200／100
上水道及び下水道	上水道 前面道路に本管が敷設されているが、敷地内への引込みはない。			
	下水道 公共下水未普及地域（合併処理浄化槽等設置事業補助金交付対象地域）			
その他	<p>(地番10番5に関して)          簡易水道取水井戸（温泉街）として使用しており、平成27年度に廃止済み。          その後は未利用の土地である。敷地内残置物は詳細図（1）のとおり。</p> <p>(地番14番5、15番5に関して)          上水道事業取水井戸（3号取水井）として使用しており、平成28年度に廃止し、          令和4年度に解体済み。敷地内残置物は詳細図（2）のとおり。          ※敷地内残置物の撤去等に係る費用は、契約者の負担とする。</p>			
位置図				

詳細図  
(1)

地番：中32号アラ田10番5

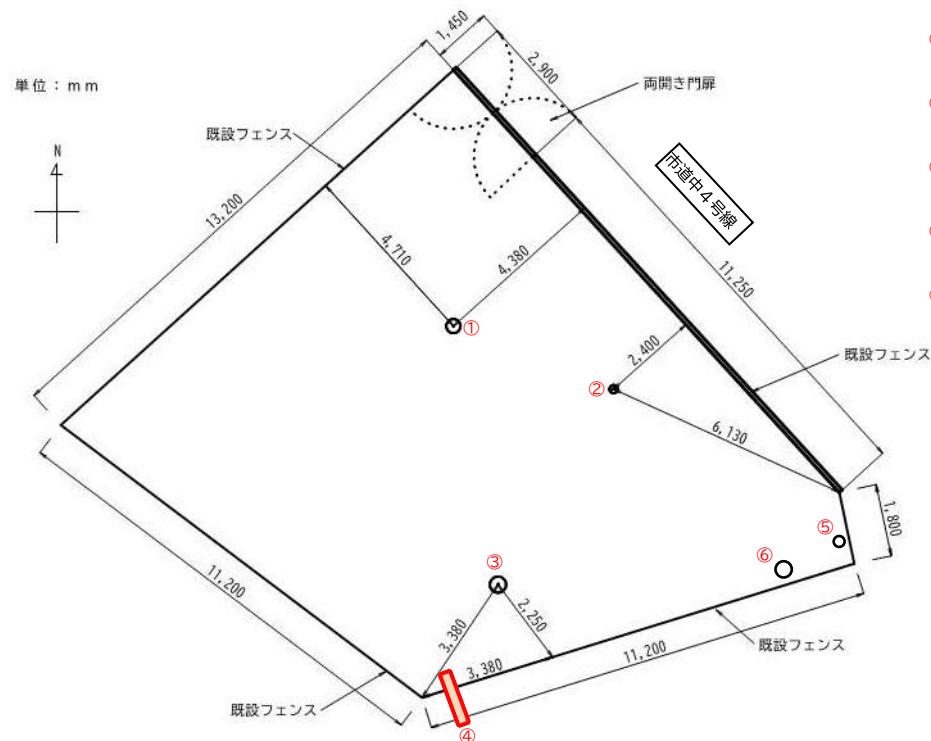


## 詳細図 (2)

地番：中32号アラ田14番5、15番5

## フェンス以外の残置物

- ①ケーシング鉄管 φ350  
ケーシング管天～GL 620mm
  - ②ケーシング鉄管 φ200  
ケーシング管天～GL 200mm
  - ③ケーシング鉄管 φ400  
ケーシング管天～GL 320mm
  - ④排水用鉄管 φ180  
敷地内側メクラキャップ済
  - ⑤ケーブル TV 無停電電源装置用柱  
(RCN)
  - ⑥電力供給用配電線路の支柱  
(ヒラカタ・ナガセ電器)



様式第1号

## 市有地売却一般競争入札参加申込書（単有）

令和 年 月 日

敦賀市長様

申込人 住 所

氏 名

実印

電話番号

下記の市有地の一般競争入札に参加したいので、入札参加を申込みます。

記

物件番号： 1 番

所 在： 敦賀市中32号アラ田10番5  
敦賀市中32号アラ田14番5  
敦賀市中32号アラ田15番5

地 積： 計217.52 m<sup>2</sup> (実測)

※添付書類

【個人】 住民票、印鑑登録証明書、滞納のない証明書（納税証明書）、誓約書  
【法人】 履歴事項全部証明書、印鑑証明書、滞納のない証明書（納税証明書）、  
誓約書

様式第1号

## 市有地売却一般競争入札参加申込書（共有）

令和 年 月 日

敦賀市長様

申込人 住 所

氏 名

実印

(持分 分の )  
電話番号

共有者 住 所

氏 名

実印

(持分 分の )

下記の市有地の一般競争入札に参加したいので、入札参加を申込みます。

記

物件番号： 1 番

所 在： 敦賀市中32号アラ田10番5  
敦賀市中32号アラ田14番5  
敦賀市中32号アラ田15番5

地 積： 計217.52 m<sup>2</sup> (実測)

※添付書類（共有者全員の書類が必要）

【個人】 住民票、印鑑登録証明書、滞納のない証明書（納税証明書）、誓約書  
【法人】 履歴事項全部証明書、印鑑証明書、滞納のない証明書（納税証明書）、  
誓約書

## 入札参加申込受付書

【申込人】

住 所

氏 名

【共有者がいる場合】

住 所

氏 名

令和7年度市有地売却一般競争入札に係る、下記物件についての市有地売却一般競争入札参加申込書を受付けました。

記

物件番号： 1 番

所 在： 敦賀市中32号アラ田10番5  
敦賀市中32号アラ田14番5  
敦賀市中32号アラ田15番5

地 積： 計217.52 m<sup>2</sup> (実測)

令和8年 月 日

敦賀市水道部経営企画課長

※ 開札の立会いをするときは、本受付書（原本）及び申込人本人又は委任状に記載された代理人本人であることを証明する書類（運転免許証 等）を持参し、開札会場で提示してください。

市受領印

## 誓 約 書

令和 年 月 日

敦賀市長様

私は敦賀市が実施する市有地売却一般競争入札の参加に当たり、次の事項を誓約します。

記

- 1 令和7年度市有地売却入札要領の第2に記載する各号のいずれにも該当しません。
- 2 入札に際し、令和7年度市有地売却入札要領、売買契約書の内容を遵守し、入札物件の法令上の規制を承知の上で参加します。
- 3 落札した物件の活用にあたっては、法令上の規制及び売買契約書の内容を遵守します。

申込人 住 所

氏 名

【共有名義の場合】

共有者 住 所

氏 名

入札書  
(市有地売却一般競争入札)

令和 年 月 日

敦賀市長様

(住所)

(氏名)

印

下記のとおり敦賀市財務規則及びその他指示事項を承諾のうえ、入札対象の物件を指定して入札します。

記

物件番号	所在地	実測地積 (m <sup>2</sup> )
1 番	敦賀市中32号アラ田10番5 敦賀市中32号アラ田14番5 敦賀市中32号アラ田15番5	217.52

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

※代理人が入札する場合、入札書には代理人が記名押印(代理人の印鑑)してください。

入札書  
(市有地売却一般競争入札)

令和 年 月 日

敦賀市長様

(住所)

(氏名)

印

共有者(住所)

(氏名)

印

下記のとおり敦賀市財務規則及びその他指示事項を承諾のうえ、入札対象の物件を指定して入札します。

記

物件番号	所在地	実測地積 (m <sup>2</sup> )
1 番	敦賀市中32号アラ田10番5 敦賀市中32号アラ田14番5 敦賀市中32号アラ田15番5	217.52

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

※代理人が入札する場合、入札書には代理人が記名押印(代理人の印鑑)してください。

## 委任状

令和 年 月 日

敦賀市長様

(申込人) 住 所

氏 名

実印

【共有名義の場合】

(共有者) 住 所

氏 名

実印

今般 を代理人と定め、

令和7年度市有地売却一般競争入札（物件番号 1番）に関する一切の権限を委任します。

なお、委任解約をした場合には、連署のうえ届け出ます。

(代理人) 住 所

氏 名

印

## 入札書 作成要領

[本人又は共有名義人全員による入札者の記入例]

入 札 書	
(住所)	敦賀市□□町2丁目1-1
(氏名)	敦 賀 太 郎 
【共有名義の場合】	
共有者 (住所)	敦賀市□□町2丁目1-1
(氏名)	敦 賀 花 子 

申込書に押印した実印

※2人以上で入札をする場合で、共有名義人全員が開札の立会いに参加するときは、連名で入札書を提出してください。（委任状は不要です。）

[共有名義人の1人又は代理人による入札者の場合]  
別に委任状が必要です。

入 札 書	
(住所)	敦賀市○○町3番地
(氏名)	福 井 二 郎 

委任状に記入した代理人の住所、氏名及び印鑑  
※委任状に押印した代理人の印鑑と同一のもの

[入札金額の記入例]  
不動産の価格を 12,345,000 円として記入する場合、入札金額を記入してください。

頭に「¥」を記入  
金額をアラビア数字  
(0, 1~9) で記  
入してください

億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
¥	1	2	3	4	5	0	0	0

## 委任状 作成要領

入札書を持参する場合又は開札当日に立会いを希望する場合で、次の①から③に該当するときは、委任状が必要です。

### ① 代理人が入札に参加する場合の委任状

(法人の関係者が入札書を提出又は開札に立ち会うとき)

申込書に押印した実印

[委任状の記入例]

委 任 状	
(申込人) 住所 敷賀市△△△町5番地 氏名 ○○○建設株式会社 代表取締役社長 気比 一郎 (印)	
今般 福井 二郎 を代理人と定め、 令和7年度市有地売却一般競争入札（1番）に関する・・・	
— 略 —	
(代理人)	福井 二郎 (印)

代理人の氏名

入札書提出日・開  
札日に来られる方  
(代理人)の氏名及  
び押印(認印でも可)

### ② 共有名義で申込みの場合で、いずれか1人が入札に参加する場合の委任状

(申込人のうち、いずれか1人が入札書を提出又は開札に立ち会うとき)

[共有名義で申込みの場合の委任状の記入例]

申込書に押印した実印

委 任 状	
(申込人) 住所 敷賀市□□町2丁目1-1 氏名 敷賀 太郎 (印)	
【共有名義の場合】 (共有者) 住所 敷賀市□□町2丁目1-1 氏名 敷賀 花子 (印)	
今般 敷賀 太郎 を代理人と定め、 令和7年度市有地売却一般競争入札（1番）に関する・・・	
— 略 —	
(代理人)	敦賀 太郎 (印)

入札書提出日・開  
札日に来られる方  
(代理人)の氏名及  
び押印(認印でも可)

③ 共有名義人でない者が入札に参加する場合の委任状  
(申込人以外の代理人が入札書を提出又は開札に立ち会うとき)

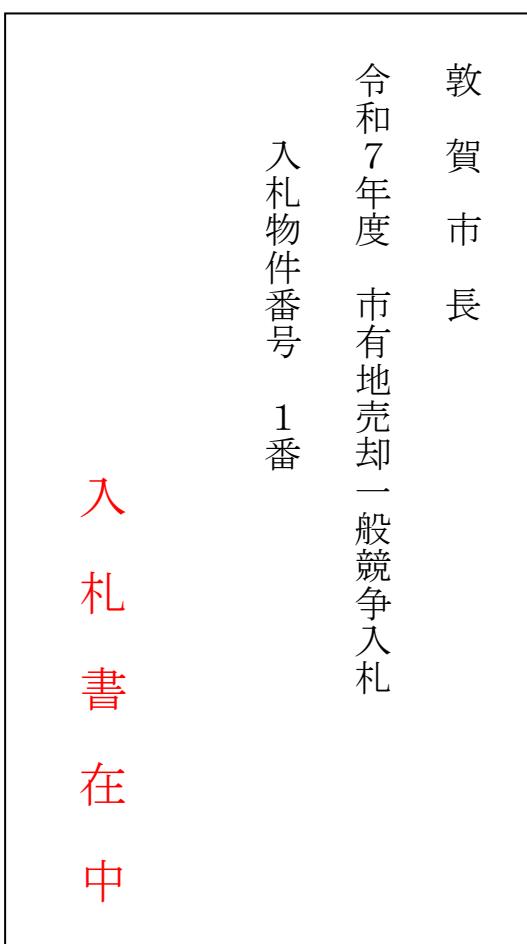
[共有名義で申込みの場合の委任状の記入例 2] 申込書に押印した実印

委 任 状	
(申込人) 住所 敦賀市□□町2丁目1-1	
氏名 敦 賀 太 郎	印
(共有者) 住所 敦賀市□□町2丁目1-1	
氏名 敦 賀 花 子	印
今般 角 鹿 二 郎 を代理人と定め、 令和7年度市有地売却一般競争入札（1番）に関する・・・	
— 略 —	
(代理人)	角 鹿 二 郎 印

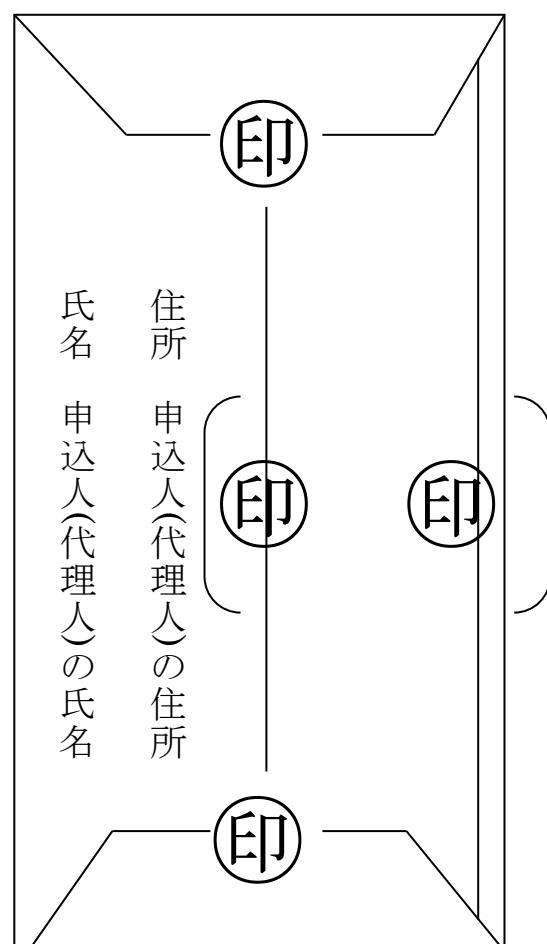
入札書提出日・開札日に来られる方(代理人)の氏名及び押印(認印でも可)

## 入札書用封筒 記載例

封筒（表）



封筒（裏）



### ☆注意事項（共通）☆

- 縦書き、横書きは問いません。
- 表面に朱書きで「**入札書在中**」と記載してください。
- 入札書を入れて、封をした後で、封筒の裏面に申込人の住所及び氏名を記入し、上中下の3か所に割印をしてください。封筒の貼付け場所が端にある場合は、上図のように割印をしてください。  
(入札書に押印した申込人（代理人）の印鑑で割印をしてください。)
- 郵送される場合は、入札用封筒を郵送用封筒に入れて送付してください。

### 代理人が入札する場合

- 入札書は、代理人が記名押印（代理人の印鑑・委任状に押印したもの）してください。
- 入札書を入れて、封をした後で、封筒の裏面に代理人の住所及び氏名を記入し、上中下の3か所に割印をしてください。

## 土 地 売 買 契 約 書 (案)

売 払 人 敦賀市（以下「甲」という。）と 買 受 人 【落札者の氏名（2人以上の場合は、全員の氏名）】（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地売買契約を締結する。

### （売買土地）

第1条 甲は、下記記載の土地（以下「本件土地」という。）を、現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は甲から買い受ける。

### 本件土地の表示

所 在	地 番	地 目	登記地積 (m <sup>2</sup> )	実測地積 (m <sup>2</sup> )
敦賀市中32号アラ田	10番5	原野	25	25. 02
敦賀市中32号アラ田	14番5	原野	93	93. 77
敦賀市中32号アラ田	15番5	原野	98	98. 73
(合計)				217. 52

### （売買代金）

第2条 売買代金は、金 【売買金額（入札金額）】円とする。

### （契約保証金）

第3条 乙は、本契約の締結【令和8年2月20日：落札決定日（入札日）から5日目】と同時に契約保証金として、金【売買代金の1割以上の金額（ただし、1円未満は切捨て）】円を甲に納付しなければならない。

- 2 前項に定める契約保証金は、損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。
- 3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。
- 4 甲は、乙が第4条第1項に定める義務を履行した時は、第1項に定める契約保証金を前条の売買代金の一部に充当することができる。
- 5 甲は、乙が第4条第1項に定める義務を履行せず、第17条により契約が解除されたときは、契約保証金を甲に帰属させることができる。

### （代金の支払及び使用禁止）

第4条 乙は、【令和8年3月5日：契約締結の日が2月20日の場合】までに、売買代金を甲の発行する納入通知書により支払わなければならない。

- 2 乙は、前項に定める支払いを完了するまでは、本件土地を使用することができない。

### （所有権の移転）

第5条 本件土地、本件土地の所有権は、乙が第2条の売買代金の支払いを完了した時に、乙に移転する。

(本件土地の引渡し)

第6条 甲は、前条の規定により本件土地の所有権が乙に移転した時に、本件土地を乙に引き渡さなければならない。

(所有権の移転登記)

第7条 本件土地の所有権移転登記に関する手続きについて、甲は、第5条の規定により本件土地の所有権が乙に移転した時は、遅滞なく所有権の移転登記を福井地方法務局敦賀支局に対して嘱託する。

- 2 乙は、本件土地の所有権移転登記に要する登録免許税を負担する。
- 3 乙は、甲の指示する所有権の移転登記に必要な書類及び前項の登録免許税の金額分の収入印紙を、甲が指定する期日までに甲に提出しなければならない。
- 4 甲は、第1項の規定による所有権の移転登記の手続きが完了したときは、速やかに登記識別情報を乙に通知し、乙はこれを受領しなければならない。

(危険負担)

第8条 乙は、本契約を締結した時から本件土地の引渡しの時までにおいて、本件土地が、甲の責に帰すことのできない事由により滅失又損傷した場合でも、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、本契約を締結した後において、本件土地に面積の不足その他本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、甲に対して売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。【ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者に該当する場合は、乙が本件土地に面積の不足その他本契約の内容に適合しないことを知った時から1年間は、甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲はその協議に応じるものとする。】

- 2 前項ただし書きに規定する乙の請求権は、本件土地の引渡しから10年で時効により消滅する。（乙が法人の場合は、第1項ただし書き及び第2項を削除）】

(権利の譲渡及び所有権以外の権利設定の制限)

第10条 乙は、第7条による所有権移転及び第14条による買戻特約の登記が完了するまでの間は、権利義務を第三者に譲渡することができない。

- 2 乙は、第7条による登記が完了するまでの間は、地上権、賃借権、抵当権、その他所有権以外の権利を設定することができない。

(用途制限)

第11条 乙は、本件土地を次に掲げる各号の用途に供してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する用途

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）  
第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員若しくはそれらの者から委託を受けた者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途
  - (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第47号）第5条に基づく観察処分を受けていたり、若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主催者又はその構成員若しくはそれらの者から委託を受けた者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途
  - (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を処理するための用途
  - (5) 再資源物の保管及び集積するための用途
  - (6) 土地の利用にあたり騒音、振動、臭気その他周辺環境との調和、調整に支障を及ぼす用途
  - (7) その他公序良俗又は公共の福祉に反する用途
- 2 乙は、本件土地について第三者に所有権を移転し、又は地上権及び賃借権その他の権利を設定する場合（抵当権を除く。）において、当該第三者が本件土地を使用収益する場合は、前項各号に定める義務を書面により承継させ、当該第三者に対して当該義務を履行させなければならない。
- 3 前項の規定は、当該権利を譲渡されたその後の譲受人に対して準用する。

#### （実地調査等）

第12条 甲は、前条に規定する義務の履行状況を確認するため、隨時実地調査をすることができ、乙、前条第2項に定める第三者又は前条第3項に定めるその後の譲受人（以下、「乙、第三者又はその後の譲受人」という。）に対して、所要の報告を求めることができる。この場合において、乙、第三者又はその後の譲受人は、甲の調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告を怠ってはならない。

#### （違約金）

第13条 乙、第三者又はその後の譲受人が、第11条第1項各号に定める義務に違反したときは、その違反をした者は、金【売買代金の3割の金額（ただし、1円未満の端数は切捨て）】円を支払わなければならない。

2 乙、第三者又はその後の譲受人が、前条に定める義務に違反したときは、その違反をした者は、金【売買代金の1割の金額（ただし、1円未満の端数は切捨て）】円を違約金として甲に支払わなければならない。

3 前2項に定める違約金は、損害賠償の一部又は予定と解釈しない。

#### （買戻特約及び特約の登記）

第14条 甲は、乙、第三者又はその後の譲受人が第11条及び第12条に違反したと認められる場合は、土地の所有権登記名義人に対して、本件土地の買戻特約を実行することができる。

2 前項に定める買戻しの期間は、本契約の締結日から10年間とする。

- 3 乙は、第2項の規定に基づく買戻特約の設定登記に同意するものとし、当該登記に必要な承諾書を甲に提出しなければならない。
- 4 第2項の期間満了による買戻特約の抹消登記については、甲が満了時における所有者に通知をし、その所有者からの申請により甲は、当該買戻特約の抹消を申請する。
- 5 甲は、前項の規定による買戻特約の抹消登記の手続きが完了後、速やかに満了時における所有者にその旨を通知しなければならない。

#### (買戻権の行使)

- 第15条 甲が、前条に規定する買戻権を行使するときは、買戻権を行使するときの本件土地の所有権登記名義人に対して、次の各号によるものとする。
- (1) 買戻代金は、本件土地の売買代金より、第13条に定める違約金を差し引いた額とする。ただし、当該買戻代金に利息を付さない。
  - (2) 買戻権を行使するときの本件土地の所有権登記名義人は、本契約締結のために支出した費用及び本件土地に投じた必要費、有益費等の費用並びに本件土地にかかる公租公課を甲に請求することができない。
  - (3) 買戻権の行使により、甲に損害があるときは、甲は本件土地の所有権登記名義人に対しその賠償を請求することができる。
  - (4) 買戻し権の行使により、本件土地の所有権登記名義人に損害があるときは、本件土地の所有権登記名義人は甲に対しその賠償を請求することができない。

#### (転売時等の説明義務)

- 第16条 乙は、本件土地について第三者に所有権を売却、又は地上権及び賃借権その他権利を設定する場合（抵当権を除く。）において、第11条の用途制限及び第12条の実地調査等について、乙が売却前又は権利の設定前に第三者に明示しなければならない。
- 2 甲は、乙が前項の義務に違反した場合における本件土地の損害賠償責任を一切負わないものとする。

#### (契約の解除)

- 第17条 甲は、乙が本契約に定める条項に違反した場合は、本契約を解除することができる。

#### (損害賠償請求)

- 第18条 前条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、甲は乙に対しその賠償を請求することができる。

#### (原状回復義務)

- 第19条 甲が第17条の規定により本契約を解除した場合は、乙は、甲の指示する期日までに、乙の負担において本件土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が本件土地を原状に回復させることが適当でないと認める場合は、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、本件土地が滅失又は損傷している場合は、その損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(返還金)

第20条 甲が、第17条の規定により本契約を解除した場合は、甲乙両者は、互いに有する金銭債権を対当額について相殺し、差額があるときに限りその差額について返還又は請求することができる。ただし、契約保証金を売買代金の一部に充当せず、契約保証金とは別に売買代金の全額が入金されている場合を除き、契約保証金に相当する額は返還しない。

2 甲は、前項により乙に対する返還金がある場合は、これに利息を付さない。

(費用等の請求権の放棄)

第21条 乙は、甲が第17条の規定により本契約を解除した場合において、乙が本契約締結のために支出した費用及び本件土地に投じた必要費、有益費、工事費等の費用、並びに本件土地にかかる公租公課は、甲に請求することができない。

(費用負担)

第22条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第23条 乙は、本件土地の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものである事を確認し、本件土地を使用、収益及び処分する場合は、当該法令等を遵守しなければならない。

(信義誠実の義務及び疑義の決定)

第24条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年2月 日

甲 住所 敦賀市中央町2丁目1番1号

氏名 敦賀市

敦賀市長 米澤光治 印

乙 住所

氏名 印

【共有で契約をする場合、共有者の全員の連名とする。】

住所

氏名

印

## <入札とは>

(一般競争) 入札とは、市があらかじめ定めた予定価格(最低売却価格)以上で、一番高い価格を入札された方が土地を購入することができる制度です。

### 1 入札参加申込書の提出

入札に参加するために、期日までに持参により入札参加申込書、誓約書等を提出していただきます。

### 2 入札書の提出

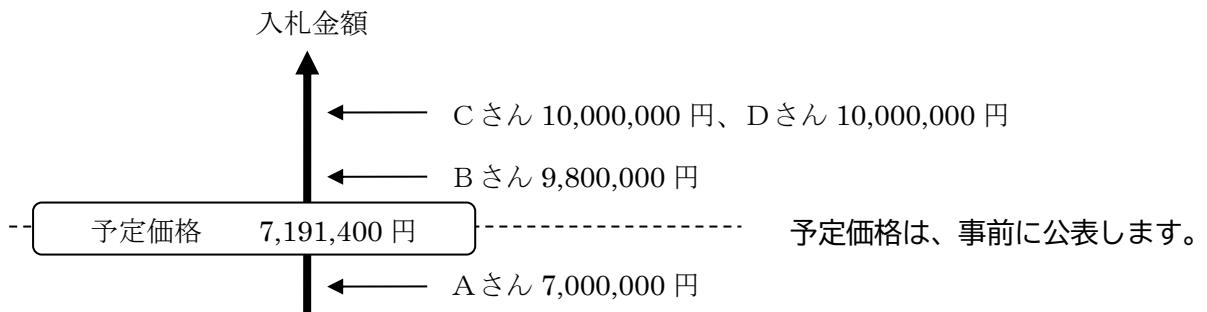
入札受付期間内に簡易書留での郵送又は持参により必要書類を提出していただきます。

### 3 開札の執行

予定価格以上で一番高い価格を入札された方を落札者とします。

同価格の入札者が二人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

(例) 予定価格 9,700,000円の入札で、4件の入札があり、次のような結果になった場合



※Aさんは事前に公表された予定価格を下回った金額で入札しており入札は「無効」となります。

※Bさんは予定価格以上ですが、CさんとDさんの価格を下回っているため落札できません。

※CさんとDさんは予定価格以上で、かつ、一番高い価格ですが、同価格の入札となりますので、くじ引きにより「落札者」を決定します。

### 4 契約

落札者には、指定された期日までに契約保証金を納入し、契約を締結していただきます。

売買契約書に貼付をする収入印紙代は、契約者(落札者)の負担です。

### 5 契約金額の納入

落札者には、指定された期日までに契約金額(入札金額から契約保証金を差し引いた額)を納入していただきます。

### 6 物件の引渡し

契約金額の納入と同時に所有権移転がなされたものとみなします。

所有権移転登記は、市が法務局に対して嘱託登記により行います。

所有権移転登記に必要な登録免許税は、契約者(落札者)の負担です。

## 封筒用ラベル

このラベルの使用は任意です。点線で切り取り、封筒にのり付けしてください。  
なお、手書きや印刷で記入し提出していただいても構いません。

### 入札申込書（郵送用）

〒914-0073  
福井県敦賀市天筒町5番9号  
敦賀市水道部経営企画課 宛て  
(市有地入札申込)